

茨木市告示第 0306 号

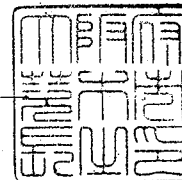
公示送達

下記の送達すべき書類について、受達者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでなく、送達不能のため、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 及び茨木市市税条例第 7 条第 1 号の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は、茨木市保険年金課において保管し、いつでも送達を受け
るべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 25 日

茨木市長 福 岡 洋



記

送達する書類名	令和 7 年度国民健康保険料督促状
送達を受けるべき者	氏 名 (名称) 別紙明細書のとおり

公示送達書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]